



けい そう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

先日3月3日はひな祭りの日。元々は中国の「五節句」の一つである「上巳」に由来するそうで、人形を流して邪気を払う風習から来ていることです。新型コロナウィルスの影響で、2年前に訪れました、岡山の足守地区の街並みひな巡りも2月いっぱい急遽終了したようです。まだまだ予断を許さない状況ですが、少しでも早く終息してほしいものです。



今回は、会社の指示で休みにする場合の従業員の給与に関する記事と、業務上の事故などで賠償が生じた場合の、従業員の負担に関する記事が弁護士の作成したオリジナルの記事になります。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものです。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

なお、当事務所では個人事業主の方・飲食店、サロン様、その他法人様向けに、誹謗中傷や悪意ある書き込みへの対応に関する新サービスを始めました。

- ・掲示板（食べログなど）にお店の評判を落とすような書き込みがされた
- ・Googleの自社のビジネスサイトにサービスについて事実と異なる書き込みがされたが削除してくれない
- ・自社のイメージを損なう内容の動画がインターネット上でアップされている

こんな場合に対応をさせて頂きます。詳しくは当事務所の企業法務ホームページ (<https://keiso-law/jp/>)をご覧ください。

会社の指示で休みにする場合に、従業員に対して支払う給与はどうなるのでしょうか？

20.03.03 | オリジナルメルマガ



新型コロナウイルスの感染拡大に対する懸念が増えている中で、学校の休校やテレワークの拡大、休業の話が出ています。会社の指示による休みの場合に給与の支払い義務があるのかどうか・他の場合との違いなどについて触れていきます。



○会社の指示による休みの場合に給与はどうなるのでしょうか？

結論から言えば、給料分の60%の支払い義務が残ります。これは、労働基準法という法律で、会社の都合による休業を命じる場合には、給料分の60%の支払いを命じているためです。後で触れます解雇かどうかが問題になる場合とは異なり、この60%を支払わなくとも済むようにすることは無理になります。

会社の指示で年次有給休暇の取得を求めることができるのか（この場合には、給与は全額支払う必要があります）という点がありますが、指示をすることは法律上はできません。これは、年次有給休暇はあくまでも従業員に休んでもらうための制度ですので、従業員に申請をしてもらうというのが形であるためです。もちろん、取得するように促すこともできますが、指示か促すかは程度の違いにはなります。福利厚生のために年次有給休暇を活用するならば、自主的に取得できるようにしておいた方がいいとは思われます。

ちなみに、10日間以上の年次有給休暇を取得できる方について、年間5日の年次有給休暇の取得義務の話がありますが、こちらはあくまでも年次有給休暇を消化してもらう制度ですから、促すのはともかく従業員側の義務ではない点には注意が必要です。

なお、報道を拝見しますところでは休業中の給与の保障を国が行う制度を臨時に設けることが検討されているようです。

○給料の全額支払う義務が生じる場合とは？

先ほどの60%との兼ね合いで実は全額を支払う義務が生じてくる場合があります。これは、会社側の命令あるいは強い原因があり、従業員に勤務をさせない・できない事情がある場合です。先ほどの60%の場合は、会社側に何かしらの原因がある場合と緩やかに考えられているのに対し、こちらは明確な落ち度が必要とされています。

無効な解雇かどうかが問題になる場面（簡単に言えば、明日から来るなという話をした場合にその後の給与の支払い義務が生じるのかという話になります）

出は特に問題になる話です。そのため、病気の流行を避けるための話とは別になりますが、便宜上ここで触れておきます。

こうした場面で、従業員側が勤務する意思を示す限りは、会社側に給与全額を支払う義務が生じます。ただし、お金の二重取りはできませんので、他でお金を得ていた場合（失業給付は除きます）には差し引き清算となります。

この期間は特に限定されていませんので、解雇かどうかが問題になる場面など注意が必要になってきます。ちなみに、現在国で議論されている解雇についての金銭解決を制度として設けるのかという話で、こうした制度をどうするのかも話し合われています。

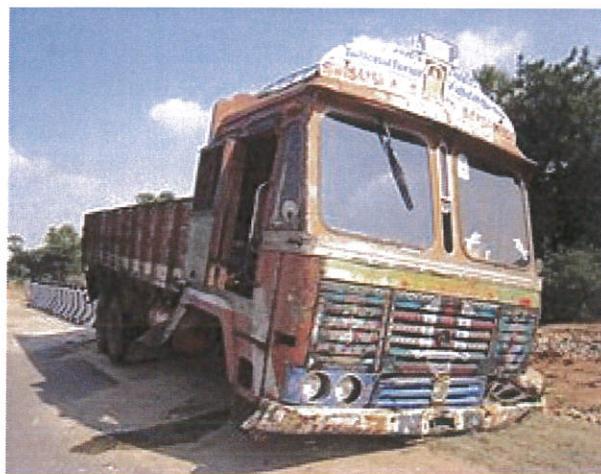
こうなると、とんでもない制度があるという風にお考えになるかもしれません、実はこの制度の適用を排除すること自体はできます。理由は、多くの雇用契約や就業規則で規定されていませんが、この制度は契約で定めることで実は排除可能になります。そうすることで、60%の支払いは残るもの、40%分の支払い義務の可能性自体は排除できます。

とはいっても、従業員側にとって不利益となりかねない事項ですので、可能であれば雇用契約を書面でかわす際に書面上設けるべきことであり、こういう条項があること自体は簡単に説明をしておく必要があります。

ここ最近職種によっては採用難であり、給与額などの待遇面は重要なことです。採用の際にトラブルを想定しておくことは嫌なことではありますが、契約書の役割の一つにこうした面はありますので、各社の判断次第にはなりますが、頭に入れておくこと自体には意味があるものと考えられます。

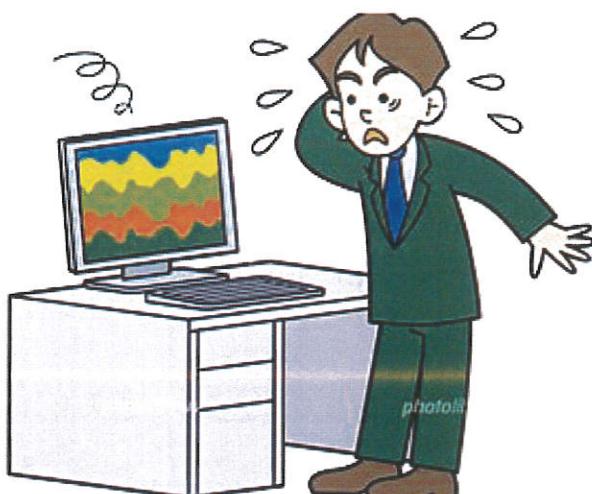
業務上の事故などで賠償が生じた場合に、従業員の負担はどうなるのでしょうか？最近の最高裁判断を踏まえ

20.03.04 | オリジナルメルマガ



業務中の事故や備品を壊したということで、従業員の負担になる部分があるのかが問題になるケースは十分あります。これまで、主に会社側が賠償負担をする（交通事故など業務中の事故のケース等）場合や、備品を壊した際の弁償の話で問題になってきました。

ごく最近、業務中の交通事故についての話ですが、一部従業員側が負担をした場合に会社に対して請求ができるとする裁判例が出ており、どのようなものなのかが問題になってくるところです。kン回はこの裁判所の判断を踏まえて取り上げます。



○問題になる場面は？

先ほども触れましたが、業務中に備品を壊す・事故が起きた場面が典型的な話です。通常備品の取替は会社が行うため費用の請求を行う・業務中の事故は会社も賠償責任を負うケースがほとんどで、通常お金があるだろう会社に相手は請求するでしょうから、大体の場面で会社から従業員に対して請求をどこまでできるのかという話が問題になります。

ちなみに、退職時に従業員が備品を持ち出してその返還を求めるのは、ここでの賠償とは全く異なる話であり、これは単に貸しているものを返してもらうという話になります。

このような場面では法律の定めが存在します。まず、会社の仕事の最中の事故では会社に賠償責任が発生するという話があり、賠償した金額について従業員に請求できるとされています。ただし、会社は従業員を使って利益を生んでいるため損害も受けるのが当然であるとして、公平の観点から従業員に負担を負わせてもやむをえない場合と範囲でしか請求できないと考えられています。

言い換えると、従業員に請求できるとされる金額は、わざと事故を起こした場合や備品を壊したときに限られるといえるでしょう。実際に、備品を壊した際の賠償について、こういった話を述べて賠償できる場合と金額を大きく制限する傾向に裁判例はあるように考えられます。

○従業員が先に賠償をした場合にはどうなる？

まさしくこうした場面を判断した最高裁判所の判断が先日出ました。ただし、先ほども触れましたように、こうなる場面は会社に請求をしても限界がある場合（会社が支払能力がない・保険をかけていない）等限られてくるように思われます。

簡単に言うと、大手運送会社が車に保険をかけておらず、仕事中に生じた交通事故について、一部従業員が賠償金を支払った後に会社側に負担を求めたものです。法律の決まりがないので請求ができないという考え方もあるところですが、最終的に従業員は会社に請求できる場合もある（金額も異なる）と判断が出ています。

理由は、従業員が請求をする場合であっても、会社が業務で利益をしている以上損失を公平の範囲で負担すべきという点は当てはまるはずだからというものです。

重要なのは、従業員が常に請求できるという話ではなく、あくまでもそうした場合があるという点です。このケースでは、安全性やリスク負担の能力面を許可の段階で審査される運送業という業種で、かつ通常は損害保険（自動車保険）をかけて会社がリスク分散をしておくだろう業種なのに損害保険をかけていなかったという面が大きく考慮されています。言い換えると、こういった業種及び場面では従業員が支払の負担を負わせることは通常できないということになります。

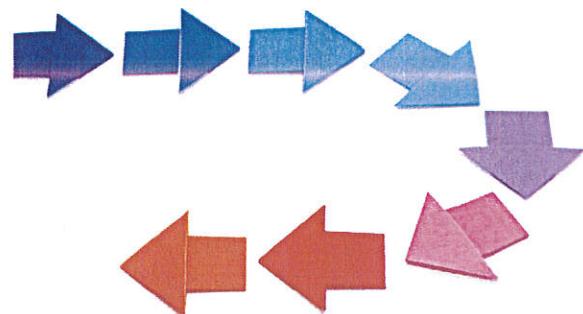
同じことは危険が生じるのが通常で同じように、許可の段階でリスク管理や負担が審査される業種や、業務上賠償責任保険（損害保険会社が販売している保険で別に自動車保険とは限りません）をかけていると一般的に考えられる業種でもある程度は当てはまります。これに対して、このような許可がなく賠償保険の加入も進んでいない業種や会社規模（小さい方が会社が全ての負担を負うとは言いにくくなってくるものと考えられます）では別に考えられる点も出てきます。従業員と会社との間の関係も考慮されるとの話も触れられていますので、幹部級とそうでない従業員では異なる話になる可能性もあります。

いずれにしても、ケースごとの事情にはよってきますが、考え方の方向が一つ示されたものともいえるでしょう。

最後に、こうした場合にペナルティのお金をとることは法律上禁止されています。会社自身にペナルティを受けるリスクがありますので、簡単に「罰金」制度を設けることはできない点はよく注意が必要でしょう。

法人税が戻ってくる！ 欠損金の繰戻しによる還付制度とは？

20.02.25 |



会社の期ごとの決算は、経営者にとって重要なことの一つ

です。

前期が黒字であっても、経営状態によっては今期も黒字とは限らず、赤字になってしまうことも。そんなときは、『欠損金の繰戻しによる還付制度』で少しでも欠損金の穴埋めを行いましょう。この制度は、前期に出した黒字分と、今期の赤字分を相殺して、前期に納めた法人税の一部を戻してもらえるという制度です。そこで、適用される条件や還付金額の計算方法、制度を利用する上での注意点などについて、説明します。

欠損金の繰戻しで還付を受けるための条件



『欠損金の繰戻しによる還付制度』は、どの法人にも適用されるわけではありません。適用対象法人は、青色申告書を提出する法人、災害損失欠損金を有する法人とされています。ただし青色申告書を提出する法人については、解散事業年度に生じた欠損金および中小企業者等の各事業年度において生じた欠損金を除き、平成4年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金について適用が停止されています。

まず、青色申告書を提出する法人については、還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書で確定申告を行っている必要があります。欠損金が発生した事業年度の青色申告書の提出を提出期限までにきちんと行っていること。

さらに、青色申告書と同時に『欠損金の繰戻しによる還付請求書』を提出していることも条件になります。

なお、中小企業者等とは、普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額もしくは出資金の

額が1億円以下であるもの、または資本若しくは出資を有しないものと規定されています。

さらに、資本金が1億円以下であったとしても、相互会社及び外国相互会社や、資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の100%子会社である場合等は、この制度は適用されないので注意しましょう。

ちなみに、災害欠損金を有する法人については、還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告を行っており、さらに、災害欠損金が発生した事業年度の確定申告書または仮決算による中間申告書を提出していることと、申告書と一緒に『欠損金の繰戻しによる還付請求書』を提出していることが条件になります。

これらの請求に必要な『欠損金の繰戻しによる還付請求書』は、ひな形が国税庁のホームページで公開されているほか、市販の申告書作成ソフトにも入っています。

戻ってくる法人税の計算方法とは？

自社に『欠損金の繰戻しによる還付制度』が適用される場合、いったい、どのくらい法人税が戻ってくるのか知りたいところです。

還付請求できる法人税の額は、次の計算式で求めることができます。

還付請求できる法人税の額 = 前期（還付所得事業年度）の法人税額 × 今期（欠損事業年度）の欠損金額 ÷ 前期（還付所得事業年度）の所得金額

ただし、欠損事業年度の欠損金額は、分母の還付事業年度の所得金額が限度とされます。

具体例を出しながら、実際に算出してみましょう。

ある会社が前期で500万円の黒字を出して、75万円の法人税を納めたとします。

しかし、経営状態の悪化などによって、今期は200万円の赤字を出してしまいました。

この会社のケースを上記の式に当てはめると、『 $75\text{万} \times 200\text{万} \div 500\text{万}$ 』となり、30万円の法人税が戻ってくることがわかります。

前期の黒字分500万円から今期の赤字分である200万円を引いた300万円にだけ、法人税がかかると考えてみてください。

現在の法人税率は1億円以下の普通法人の場合800万円以下の部分については15%なので、300万円にかかる法人税は45万円です。

すでに75万円を前期に納めているので、その差額である30万円が戻ってくるというわけです。

ちなみに、『欠損金の繰戻しによる還付制度』はあくまで法人税にのみ適用されるものなので、都道府県税や市町村民税などの地方税、その他、法人事業税、法人住民税などには適用されません。

ただし、欠損金が発生した年度にかかる法人住民税に関しては、『住民税の繰越控除』という制度があり、減税の処置を受けることができます。

一度、国税局のホームページなどをチェックしてみてください。

また、もう一つの注意点として、『欠損金の繰戻しによる還付制度』を利用すると、**税務調査が入りやすくなる**ということがあげられます。

これは還付申請を受けた税務署が、赤字の発生した年度における企業の欠損金額を調べたうえで、法人税の還付手続きを行うためです。

もちろん、必ずしも税務調査が行われるわけではありませんが、一般的にその可能性が高くなることが指摘されています。

『欠損金の繰戻しによる還付制度』は、赤字になってしまった企業にとっては、法人税の一部が返ってくるありがたい制度です。

その一方で、税務調査によって細かい不備を指摘されてしまう可能性もあります。

制度を利用する際には、税務調査が入りやすくなるということを念頭に置いたうえで、還付申請を行うようにしましょう。

※本記事の記載内容は、2020年2月現在の法令・情報等に基づいています。